

鎌ヶ谷市は“国民健康保険料” 変わらず

H30 年度から国保の広域化。千葉県が国保の運営、財政について中心的な役割を担います。県が標準保険料率、各自治体の納付額を示し、各自治体へ保険給付金の額を払います。鎌ヶ谷市は実際の事業を引き続き担い、市民から保険料を徴収し県に納付金を収めることとなります。

“国保は他の健康保険と比べて保険料率が高い、保険料の逆進性、高齢者と無職者が多い”という構造的課題は今回の広域化では其のまま……。

県内 54 市町村の保険料のバラツキを一定の枠の中で均質化しようとするもの。国からの資金投入は今回 1700 億円で当初全国の首長が要求した 1 兆円（赤字幅）にはほど遠く各自治体の“法定外繰入”を繰り入れる必要があります。2月6日千葉県国民健康保険運営協議会が開催され県の方針が出されました。県平均ではH28年の保険料 100,340 円がH30年保険料 101,131 円と+791 円（+0.8%）となりました。激変緩和措置の枠（自然増 0.8% プラス 1 年あたり 1%）を講じた結果 26 団体で増加、28 団体では減少。鎌ヶ谷市は 94,539 円から 97,138 円（+2.7%）の算定がされました。

鎌ヶ谷市はこれまでも実施していた法定外繰入（H29 年度 3~4 億円）を 2.2 億円計上し昨年と同じ 88,998 円とする予定です。

鎌ヶ谷市の国保会計の概略は、

収入：国保保険料の徴収 22 億 3211 万円。県からの保険給付費用として 77 億 1489 万円。

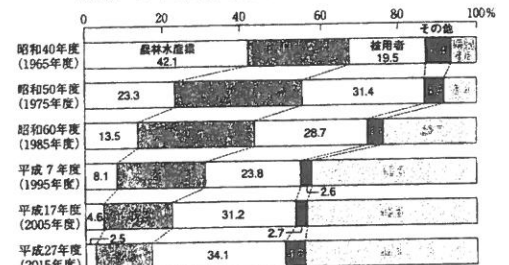
一般会計からの法定外繰入 2.2 億円。……計 107 億 9400 万円

支出：県への納付金 29 億 1129 万円。保険給付費 76 億 3503 万円。

鎌ヶ谷市の保険料の収納率は 90.5% で計算（県平均は 89.87%）。滞納世帯は約 2500 世帯で資格証のかたは 2 枚、短期保健証約 1000 枚が現状です。

国からの資金を増加させなければ国保会計が成り立たないのは周知の事実。県単位の財政を広域化しただけではなく、構造的課題点を解決する為の政策を強力に実施し、社会的共通資本である“医療”について国民が安心して暮らせる社会にしていきたいものです。

図表 1-2 国保（市町村）加入者の職業構成の変化



出所) 厚生労働省「国民健康保険実態調査」より作成